

十日町市地域おこし協力隊設置要綱の全部を改正する告示

令和2年3月31日

十日町市告示第54号

十日町市地域おこし協力隊設置要綱（平成21年十日町市告示第136号）の全部を改正する。

十日町市地域おこし協力隊設置要綱

（趣旨）

第1条 十日町市における高齢化の著しい地域において、地域外の人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、当該地域への定住・定着を促進するため、十日町市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 隊員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 誠実に職務ができる者
- (2) 普通自動車免許を有している者
- (3) 十日町市以外の都市地域等から十日町市に住民票を異動させた者

（委嘱）

第3条 隊員は、資格を有する者から市長が委嘱する。

（関連業務の委託）

第4条 市は、隊員の活動を適切に管理できると認める事業者（以下「管理事業者」という。）に隊員の活動管理を委託する。

2 市は、隊員の募集、活動支援、フォローアップ及び活動に必要な経費の支給等の業務を管理事業者に委託できる。

3 市長は、予算の範囲内において、管理事業者に対し、委託料を支払う。

（組織体制）

第5条 協力隊は、企画政策課に設置する。

2 協力隊は、隊長、副隊長、隊員及び管理事業者をもって構成する。

3 隊長は企画政策課長、副隊長は支所地域振興課長をもって充てる。

（活動内容）

第6条 隊員は、次に掲げる活動を行う。

(1) 隊員が担当する集落において、次に掲げる支援活動

ア 農林水産業への従事活動

イ 水源・環境保全活動

ウ 地域行事等の支援活動

エ 住民の生活支援活動

オ 都市との交流支援活動

(2) その他市長が必要と認めた活動

（任期）

第7条 隊員の任期は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

2 前項の任期は、市長が必要と認めたとき、最大3年まで更新することができる。

(報酬等)

第8条 隊員の活動に対する報酬は、管理事業者が第4条第3項の委託料から支払う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、予算の範囲内で謝礼金等を支払うことができる。

(解嘱)

第9条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解嘱することができる。

(1) 隊員から辞任の申し出があったとき。

(2) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) その他特別の理由があると認めるとき。

(秘密の保持)

第10条 隊員は、活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱した後も同様とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。